

益子陶器市出店者等規約

(目的)

第1条 益子陶器市実行委員会(以下、実行委員会という)は、益子陶器市(以下、陶器市という)の円滑な運営のためにこの規約を定める。

(届出)

第2条 すべての陶器市に出店する者(以下、出店者という)は、地主等の貸主(以下、貸主という)と連名で、本規約を遵守する旨を誓約の上、実行委員会の事務局である益子町観光協会(以下、事務局という)に届け出をすること。

- 2 店舗、テント、店内貸・軒先貸を問わず、出店者は独立して会計する場合にはそれぞれ個別に届け出をすること。
- 3 出店者は、出店届出に車両ナンバー及び駐車場所を記入し、届け出をすること。
- 4 実行委員会は、前項の届け出のあった出店者に対して、陶器市出店登録証を交付する。

(出店者及び貸主の厳守事項)

第3条 貸主及び出店者は、以下の条項を遵守すること。

- 2 出店者で食品を調理し提供するものは、県東保健所等の営業許可、栃木県内一円の飲食店営業(露店)や飲食店営業(自動車)を取得していること。出店者で製造済みの食品を提供するものは、そうざい製造業、菓子製造業等の営業許可を取得していること。
- 3 出店者で火気器具等又は携帯発電機を使用する者は事務局へ申し出ること。また会期中は消火器を設置すること。
- 4 出店者の駐車場は、貸主又は出店者が確保し、お客様用駐車場には駐車しないこと。確保が困難な場合には、事務局が相談に応じる。
- 5 出店者及び貸主はテント等の安全管理を徹底し、安全に責任を持つこと。
- 6 出店者は、敷地以外の道路、歩道等へのはみだした出店はしないこと。
- 7 出店者は、自ら販売したものに係わるごみについては責任を持つこと。また、側溝に残飯、残汁、油類を流さないこと。
- 8 出店者は、販売時に必ずお客様に領収書等のお店の連絡先がわかるものを渡すこと。
- 9 出店者は、実行委員会が発行する陶器市出店登録証をテント上部等目立つところに貼付すること。
- 10 出店者及び貸主は、会期中昼夜を問わず迷惑行為を行わないこと。

(出店協賛金)

第4条 出店者は、陶器市の出店届出に際し、併せて出店協賛金を事務局に納入しなければならない。

- 2 前項の協賛金の額及びその払込の方法は、別表1に定めるところによる。
- 3 実行委員会は、益子町観光協会会員の出店者に対して出店協賛金を免除する。

(その他)

第5条 陶器市実行委員会は、出店者または貸主が本規約に従わないときには、登録を取り消す場合がある。また、次回についても届け出を受理しない場合がある。

附 則 1、この規約は、平成29年10月12日から施行する

2、この規約は、令和8年2月12日から施行する

(別表1)陶器市協賛金 ※協賛金非課税

出店者区分			協賛金額	
			春の陶器市	秋の陶器市
益子町観光協会会員			無 料	無 料
会員以外	店舗(テント)	町 内(芳賀郡市内の陶器店含む)	4,000円	2,500円
		町 外	10,000円	6,000円
店内貸・軒先貸等(テント以外での場所貸)			3,000円	1,500円

- 1 一名義一軒(一口)の協賛金
1つのテントで、2人で販売している場合は、2人登録する
- 2 テントの大小での協賛金の差はなし